～生活保護に関してお困りの方へ～

日本弁護士連合会・各弁護士会による

全国一斉 生活保護ホットライン

相談料 無料

生活に困っている方々の相談をお受けし、
生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、
全国一斉電話相談を実施します。

● 例えば、こんな相談に弁護士が応対します。
- 物価高で今の保護費では生活できない。
- 申請書がもらえない。
- 次の理由により申請が受け付けられない。
  住所不定（ホームレス）、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、
  持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65 歳までは働ける、
  別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる
- 役所（福祉事務所）から次のように言われた。
  「保護費を返してください」　「辞退届を書いてください」
- 保護費を“天引き”されている。

● 相談料はかかりません。フリーダイヤルで実施する弁護士会では、電話代もかかりません（各弁護士会の実施状況については弁護士会にお問い合わせください。）。

ひんこんは　なくす

0120-158-794

携帯OK

2026 年 12 月 9 日（水）

１１：００～17：００

※　当日は回線自体がつながりにくい場合もありますので予めご了承ください。
※　当日の実施は函館弁護士会のみとなります。他弁護士会の実施日時等につきましては、日弁連ホームページの実施案内に掲載しておりますので、ご参照ください。